

平成23年度第3回経営戦略会議 会議結果の概要

- 開催日時 平成23年5月17日（火）午前9時～午前9時35分
- 開催場所 本庁東庁舎4-2会議室
- 出席者 市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長
- 審議事項
 - 1 企業誘致に伴う工場等誘致奨励制度の改定について（産業観光部）

審議事項

1 企業誘致に伴う工場等誘致奨励制度の改定について（産業観光部）

概要

企業立地を促進し雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、現行の「伊勢市工場等誘致奨励条例」、及び「伊勢市指定団地企業立地促進条例」に基づく誘致奨励制度の見直しを行う。

- ①「伊勢市工場等誘致奨励条例」については、奨励制度対象施設の追加・設備投資奨励金の交付要件の緩和及び雇用奨励金を新設する。
- ②「伊勢市指定団地企業立地促進条例」については、奨励制度対象施設の追加・雇用奨励金の限度額の拡大、及び交付要件の改正を行う。

【結論】 現行2条例を廃止し、新たに一本化した条例を制定する。

《主な意見等》

- ・業種別に制限を設けているのはなぜか？
⇒投資効果が少ないと判断した業種、すなわち必然的に立地する業種については、除外している。
- ・業種を限定せずに広がりやすい環境を作っておくべきである。
- ・市内で事業所が移設する場合についても、対象とするとのことであるが、どんなメリット、効果があるのか？また、実際に、移設の動きはあるのか？
⇒工場等を移転する場合、市内移転よりも周辺地域に立地したほうが土地が安価であることから、移転を模索している企業もあると聞いている。市内移転も対象とすることで、市外へ転出する動きを抑止させる効果があると考えている。また、メリット、効果については投下固定資産及び雇用従

業員数を奨励金交付要件としていることから、固定資産税及び雇用の増加等の効果が期待できる。

- ・ 2つの条例に差異を設けているのはなぜか？ 2条例を一本化できないか？
⇒市の財産の有効活用の観点から、市が所有する指定団地とその他の地域の差をつけている。2条例の一本化については、今回の条例改正に合わせて一本化したい。

資料 ・ 付議事項書